

生駒市条例第28号

生駒市公民館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月1日

生駒市長 山下 真

生駒市公民館条例等の一部を改正する条例

(生駒市公民館条例の一部改正)

第1条 生駒市公民館条例(昭和56年7月生駒市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(使用料)

第11条 使用者は、別表第2に定める使用料を市長の定めるところにより納付しなければならない。

第13条ただし書中「教育委員会」を「市長」に、「認めた」を「認める」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

1 公民館使用料

(1) 生駒市中央公民館（大ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用	音響及び照明の操作必要	25,300円	42,100円	33,700円	80,800円
	音響及び照明の操作不要	18,900円	31,500円	25,200円	60,400円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	5,800円	4,900円	4,900円	3,900円	3,900円	18,700円
	音響及び照明の操作不要	4,400円	3,600円	3,600円	2,900円	2,900円	13,900円
ホワイエのみの使用		2,200円	1,800円	1,800円	1,500円	1,500円	8,800円

(2) 生駒市中央公民館（小ホール等）

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
小ホール	全体使用	2,800円	2,400円	2,400円	1,900円	1,900円
	客席のみの使用	2,200円	1,900円	1,900円	1,500円	1,500円
研修室1		900円	800円	800円	600円	600円
研修室2		900円	700円	700円	600円	600円
研修室3(美術室)		1,800円	1,500円	1,500円	1,200円	1,200円
研修室4(視聴覚室)		1,200円	1,000円	1,000円	800円	800円
和室A		400円	400円	400円	300円	300円
和室B・C 1室につき		600円	500円	500円	400円	400円

(3) 生駒市中央公民館（調理室）

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
調理室	2,600円	2,600円	2,600円

(4) 生駒市中央公民館別館（集会室）

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
全体使用	1,300 円	1,100 円	1,100 円	800 円	800 円
客席のみの使用	1,000 円	800 円	800 円	700 円	700 円

(5) 生駒市中央公民館南別館

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
集会室	1,800 円	1,500 円	1,500 円	1,200 円	1,200 円
和室	900 円	700 円	700 円	600 円	600 円

(6) 生駒市鹿ノ台地区公民館

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
大集会室	3,000 円	2,500 円	2,500 円	2,000 円	2,000 円
小集会室、和室 A 1室につき	600 円	500 円	500 円	400 円	400 円
和室 B	300 円	200 円	200 円	200 円	200 円
和室 C	400 円	300 円	300 円	200 円	200 円
和室 D	300 円	300 円	300 円	200 円	200 円

(7) 生駒市東地区公民館

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
大会議室 A・B 1室につき	2,200 円	1,900 円	1,900 円	1,500 円	1,500 円
第2研修室	2,100 円	1,800 円	1,800 円	1,400 円	1,400 円
第3研修室	1,600 円	1,300 円	1,300 円	1,000 円	1,000 円
実習室 A・B 1室につき	1,900 円	1,500 円	1,500 円	1,200 円	1,200 円
和室 A・B 1室につき	1,200 円	1,000 円	1,000 円	800 円	800 円

備考 市民以外の者が使用する場合における使用料は、上記各表の金額に 1.5 を乗じて得た額とする。

2 附属設備使用料

市長の定める額

(生駒市市民ホール条例の一部改正)

第2条 生駒市市民ホール条例（昭和61年10月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第6条中「1に」を「いずれかに」に改める。

第7条中「教育委員会は」を「本市は」に改める。

第8条を次のように改める。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を市長の定めるところにより納付しなければならない。

第10条ただし書中「教育委員会」を「市長」に、「認めた」を「認める」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 市民ホール使用料

(1) 生駒市市民ホール

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用	音響及び照明の操作必要	14,600円	24,400円	19,400円	46,600円
	音響及び照明の操作不要	10,900円	18,200円	14,400円	34,700円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	3,200円	2,700円	2,700円	2,100円	2,100円	10,200円
	音響及び照明の操作不要	2,400円	2,000円	2,000円	1,600円	1,600円	7,600円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	11,400円	9,500円	9,500円	7,600円	7,600円	36,400円
	音響及び照明の操作不要	8,500円	7,100円	7,100円	5,600円	5,600円	27,100円

(2) 生駒市市民ホール別館

	9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
全体使用	2,200円	1,800円	1,800円	1,400円	1,400円

備考

- 1 市民が営利目的で使用する場合における使用料は、上記各表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が使用する場合における使用料は、上記各表の金額に1.5（営利目的で使用する場合にあつては、3）を乗じて得た額とする。

2 附属設備使用料

市長の定める額

(生駒市芸術会館条例の一部改正)

第3条 生駒市芸術会館条例（平成9年12月生駒市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(使用料及び観覧料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を市長の定めるところにより納付しなければならない。

2 芸術会館が行う美術品等の特別な展示を観覧しようとする者は、1人1回につき1,000円を超えない範囲内において市長が定める額の観覧料を市長の定めるところにより納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第10条関係）

1 施設使用料

(1) 展示室

	9:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 21:00
全面	8,400円	14,000円	11,200円	26,800円
半面	4,200円	7,000円	5,600円	13,400円
常設展示室	1,100円	1,800円	1,400円	4,300円

(2) セミナー室等

	9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
セミナー室1～4 1室につき	1,200円	1,000円	1,000円	800円	800円
美術室1～3 1室につき	1,200円	1,000円	1,000円	800円	800円
和室	600円	500円	500円	400円	400円

2 附属設備使用料

市長の定める額

(生駒市コミュニティセンター条例の一部改正)

第4条 生駒市コミュニティセンター条例(平成2年3月生駒市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「認めるときは」の次に「、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し」を加える。

第7条中「使用の許可を受けた者」を「使用者」に改める。

第8条を次のように改める。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を市長の定めるところにより納付しなければならない。

第10条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条及び第12条中「使用の許可を受けた者」を「使用者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第8条関係）

1 施設使用料

(1) 生駒市コミュニティセンター（文化ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
全体使用（控室を除く。）	音響及び照明の操作必要	12,300円	20,600円	20,600円	42,800円
	音響及び照明の操作不要	9,300円	15,400円	15,400円	32,000円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00	9:00～22:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	3,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	10,400円
	音響及び照明の操作不要	2,300円	1,900円	1,900円	1,900円	1,900円	7,900円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	9,300円	7,800円	7,800円	7,800円	7,800円	32,400円
	音響及び照明の操作不要	7,000円	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円	24,100円
控室		500円	400円	400円	400円	400円	2,100円

(2) 生駒市コミュニティセンター（会議室等）

	9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00
会議室 201～204 1室につき	800円	600円	600円	600円	600円
会議室 205	900円	800円	800円	800円	800円
会議室 206・301 1室につき	1,600円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
会議室 401	2,000円	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円
会議室 402～404 1室につき	1,900円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
和室	600円	500円	500円	500円	500円

(3) 南コミュニティセンターせせらぎ（せせらぎホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用（楽屋1・2を除く。）	音響及び照明の操作必要	13,800円	23,200円	18,400円	44,200円
	音響及び照明の操作不要	10,400円	17,200円	13,800円	33,100円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	3,900円	3,300円	3,300円	2,600円	2,600円	12,500円
	音響及び照明の操作不要	2,900円	2,400円	2,400円	1,900円	1,900円	9,200円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	9,900円	8,300円	8,300円	6,600円	6,600円	31,700円
	音響及び照明の操作不要	7,500円	6,200円	6,200円	5,000円	5,000円	23,900円
楽屋1		400円	300円	300円	200円	200円	1,400円
楽屋2		300円	300円	300円	200円	200円	1,300円

(4) 南コミュニティセンターせせらぎ（小ホール等）

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
小ホール		4,000円	3,300円	3,300円	2,600円	2,600円
リハーサル室	せせらぎホール又は小ホールとの併用使用	200円	200円	200円	100円	100円
	単独使用	600円	600円	600円	300円	300円
プレイルーム		500円	400円	400円	300円	300円
セミナー室 201		1,000円	800円	800円	700円	700円
セミナー室 202・203・301～303 1室につき		1,500円	1,200円	1,200円	1,000円	1,000円

和室1	500円	400円	400円	300円	300円
和室2・3 1室につき	600円	500円	500円	400円	400円

(5) 南コミュニティセンターせせらぎ（調理室）

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
調理室	2,400円	2,400円	2,400円

(6) 北コミュニティセンター I S T A はばたき（はばたきホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00
全体使用（楽屋1～4を除く。）	音響及び照明の操作必要	21,300円	35,400円	28,200円	67,800円
	音響及び照明の操作不要	15,900円	26,400円	21,000円	50,500円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	8,300円	6,900円	6,900円	5,500円	5,500円	26,400円
	音響及び照明の操作不要	6,200円	5,100円	5,100円	4,100円	4,100円	19,600円
客席のみの使用	音響及び照明の操作必要	13,000円	10,800円	10,800円	8,600円	8,600円	41,400円
	音響及び照明の操作不要	9,700円	8,100円	8,100円	6,400円	6,400円	30,900円
楽屋1～4 1室につき		300円	300円	300円	200円	200円	1,300円

(7) 北コミュニティセンター I S T A はばたき（小ホール）

	9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00	9:00～21:00
音響及び照明の操作必要	7,200円	6,000円	6,000円	4,800円	4,800円	23,000円
音響及び照明の操作不要	5,300円	4,400円	4,400円	3,500円	3,500円	16,800円

(8) 北コミュニティセンター I S T A はばたき (リハーサル室等)

		9:00～ 12:00	12:00～ 14:30	14:30～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
リハーサル室	はばたきホール又は小ホールとの併用使用	700円	600円	600円	500円	500円
	単独使用	2,100円	1,800円	1,800円	1,500円	1,500円
プレイルーム		700円	600円	600円	500円	500円
セミナー室 201～203 1室につき		1,500円	1,300円	1,300円	1,000円	1,000円
セミナー室 204		700円	600円	600円	400円	400円
セミナー室 301～305 1室につき		1,500円	1,300円	1,300円	1,000円	1,000円
和室1		1,000円	800円	800円	600円	600円
和室2		1,100円	900円	900円	700円	700円
和室3		1,200円	1,000円	1,000円	800円	800円

(9) 北コミュニティセンター I S T A はばたき (調理室)

	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
調理室	3,500円	3,500円	3,500円

備考

- 1 市民が営利目的で使用する場合における使用料は、上記各表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が使用する場合における使用料は、上記各表の金額に1.5 (営利目的で使用する場合にあっては、3) を乗じて得た額とする。

2 附属設備使用料

市長の定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市公民館条例、生駒市市民ホール条例、生駒市芸術会館条例及び生駒市コミュニティセンター条例の規定は、平成22年4月1日以後の公民館、市民ホール、芸術会館及びコミュニティセンターの使用に係る許可及び使用料について適用し、同日前のそれぞれの公の施設の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。